

(3) パートタイム労働者の健康管理

パートタイマー・フリーアルバイターも派遣労働者と同様に最近増加傾向にある雇用形態であり、常勤労働者を対象にした健康管理から漏れてしまう場合も多く注意が必要である。平成5年12月1日より「短時間労働者の雇管理の改善等に関する法律」が施行されており、この法律に基づく指針中にパートタイム労働者に対する健康診断について、パートタイム労働者が「常時使用する者」に該当する場合には労働法第66条に基づき、健康診断を実施する必要がある旨明記されている。「常時使用するパートタイム労働者」とは次の①と②の要件をみたす者であることとされている。

- ① 期間の定めのない労働契約により使用される者（期間の定めのある労働契約により使用される者であって、当該契約の更新により1年以上使用されることが予定されている者及び当該労働契約の更新により1年以上引き続き使用されている者を含む）であること。
- ② その者の1週間の労働時間数が当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上であること。

なお有機溶剤業務、鉛業務等に係わる特殊健康診断の場合は、パートタイム労働者と同じく、その業務に常時従事していれば、特殊健康診断を実施しなければならない。